

特別児童扶養手当の申請

▶子育て支援課 ☎ 042-460-9840

支給要件に該当し、まだ申請していない方は申請手続きをしてください。

☑ 20歳未満の中・重度障害(おおむね身体障害者手帳1～3級ならびに下肢4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者
※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。

□支給制限

児童が福祉施設等に入所している場合や、児童が障害年金等を受給している場合は該当しません。

□手当の支給月

申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分を支払います。

□支給金額

単位：円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万5,350	3万6,860

□所得制限

請求者本人および同居の配偶者等の所得制限(別表1・2参照)があります。所得制限を超えたと、手当の支給が停止します。

■別表1 令和6年度特別児童扶養手当所得制限限度額表

(令和5年1月1日～12月31日の所得：令和6年8月～令和7年7月分の手当に適用) 単位：円

扶養親族の数	本人	配偶者 扶養義務者
0人	459万6,000	628万7,000
1人	497万6,000	653万6,000
2人	535万6,000	674万9,000
3人	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万	1人につき加算21万3,000
16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族	1人につき加算25万	
老人扶養	1人につき加算10万	1人につき加算6万*

*配偶者等の老人扶養加算は、扶養親族が老人扶養のみの場合は、2人目からの加算となります。

■別表2 所得から控除できる額

単位：円

種別	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万
障害・勤労学生控除	27万
特別障害者控除	40万
寡婦控除	27万*
ひとり親控除	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額

*配偶者は寡婦控除なし

◆◆◆ 多摩六都フェア ◆◆◆

パラアート制作ワークショップ受講生・ パラアート展覧会絵画 作品募集

障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しめるようパラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会を開催します。ワークショップで制作した作品や、募集した絵画作品は、圏域5市を順番に回って展覧会を行い、表彰式も実施します。

▶文化振興課 ☎ 042-420-2817

パラアート制作ワークショップ受講生募集

8/24(土)・31(土)、9/7(土)・14(土)

午前9時30分～11時30分／障害者総合支援センターフレンドリー

☑ 次の全てに該当する方

- 圏域5市(西東京・小平・東村山・清瀬・東久留米市)に在住・在学の中学生以上18歳以下で障害のある方
- 特別な事情がない限り、全ての講習日程に参加できる方

定 10人 ※初めて受講する方を優先

申 7月31日(水)までに、メールで ☎ へ

☎ 社会福祉法人さくらの園

☎ 042-467-1081

✉ t2sakura@estate.ocn.ne.jp



昨年のワークショップの様子

多摩六都フェアパラアート展覧会絵画作品募集

テーマ「祭り～アート・地域・文化が織りなす—新たな集い～」

☑ 圏域5市(西東京・小平・東村山・清瀬・東久留米市)に在住・在勤・在学で障害のある方

申 9月20日(金)までに、〒188-0011田無町4-17-14障害者総合支援センターフレンドリー・就労支援センター一歩へ(郵送・持参)

※(土)のみ、同施設内cafeもぐもぐの森にて受付

展覧会

12/3(火)▶8(日) J:COM コール田無

上記期間以外に、圏域5市の公共施設などでも展示します。

※受賞者へは賞状と賞品を贈呈(予定)

▼昨年の作品



最優秀賞



優秀賞(写真上下)

いきいき シニア

適切なフレイル予防・生活改善などを行えば、元の暮らしを取り戻せる可能性が高い状態です。まずは地域包括支援センターにご相談ください。

▶高齢者支援課 ☎

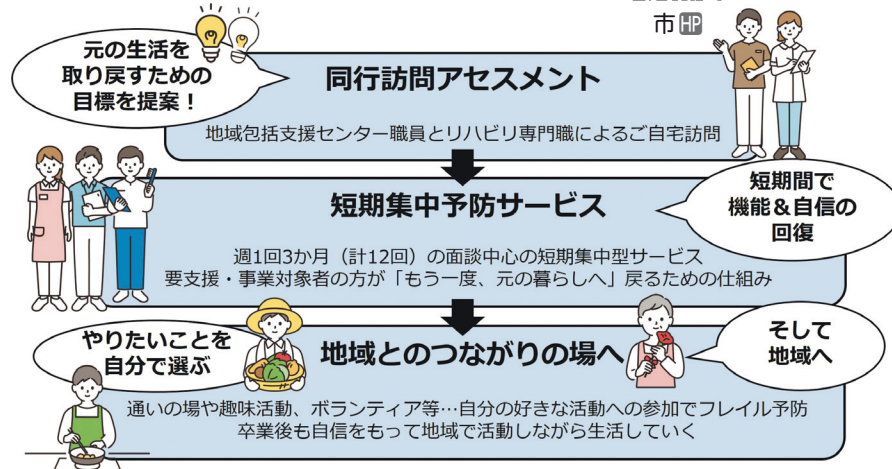
☎ 042-420-2811

□利用者・包括・リハビリ職の声



市HP

□短期集中予防サービスの流れ



いきいき コミュニティ

生涯現役セミナー シニア期に向けた暮らしと働き方

シニア世代のライフプランニングとセカンドステージでの働き方を学べます。

時 8月2日(金)午後1時30分～4時15分 場 きらっと ☑ 55歳以上で働く意欲のある方 定 30人 申 7月1日(月)から電話または ☎ のHPへ

☎ 東京しごとセンター シニアコーナー ☎ 03-5211-2335

※予約専用ダイヤル ☎ 03-5422-1399 (平日午前9時～午後5時)

▶産業振興課 ☎

☎ 042-420-2819



☎ のHP

要支援1・2、事業対象者になった方へのススめ

合言葉は「もう一度元の暮らしへ」

要支援1・2、事業対象者の方は、